

八五	坂本幸之助	幸	明	住	桃町二の一三五	
八六	佐々木ふくの	日	光	食	朝日町四三	
八七	小野雪枝	食	通	道	道笑町二の九三	
八八	福元ヤス松	月	旅	館	皆生一、九六九	
八九	安田ふさの	幸	本	店	二、二二五	
九〇	村上美津子	更	科	本	明治町六〇	
九一	江原勝	フ	ク	ち	樹尾町一三一	
九二	光田久代	光	田	旅	五九	米子市明治町四八 住所に同じ。
九三	福間政治郎	米子	産	商	東山町五二の三	
九四	中島静枝	江	勝	社	角盤町三の二〇	
九五	新宅実枝子	加	津	司	朝日町三〇	
九六	佐々木美佐子	高	砂	寿	祇園一の五四	
九七	西田とよ丸	丸	寿	司	塩町三四	
九八	松本文治	美	す	紀	藤町二の二〇	
九九	大田正治	や	す	屋	末広町三八	
一〇〇	九里洋八	八	坂	司	角盤町二の三九	
一二三	塚本勘市	二	集	し	境港市中町一〇	
一二五	河野おげん	喜	久	屋	西伯郡会見町天満五九〇	
一三一	塚本祥子	道	名	草	日吉津村日吉津六〇二	
一三七	新本靖子	甲	食	堂	中山町赤坂三四一	
一三八	森田ふさ丸	駅	前	屋	羽田井七四八	
一九五	小椋邦夫	川	床	屋	大山町大山四二	
一九六	徳岡阳子	一	峰	園	三六の二九	住所に同じ。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可  
発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取  
〔定価一冊一圓月三圓四(送料を含む)〕

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日)  
告示

告示 鳥取県指定代理金融機関  
昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正

## 告示

鳥取県告示第三百六号  
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十八条第三項の  
規定に基づき、鳥取県指定代理金融機関を次のように定めたので、同令同  
条第七項の規定により告示する。  
昭和四十一年六月十日

鳥取県知事 石 破 二 郎

名 称	位 置	出 納 区 域	取 扱 事 務
株式会社鳥取銀行本店	鳥取市東品治町	鳥取市、岩美郡のうち国府町、福部村	収納及び支払事務
株式会社鳥取銀行賀露支店	鳥取市賀露町	鳥取市	収納及び支払事務
株式会社鳥取銀行岩美支店	岩美郡岩美町浦富	岩美郡のうち岩美町	収納及び支払事務
株式会社鳥取銀行智頭支店	八頭郡智頭町大字智頭	八頭郡のうち智頭町	収納及び支払事務
株式会社鳥取銀行山郷出張所	八頭郡智頭町大字中原	八頭郡のうち智頭町	収納及び支払事務
株式会社鳥取銀行若桜支店	八頭郡若桜町大字若桜	八頭郡のうち若桜町、八東町	収納及び支払事務
株式会社鳥取銀行河原支店	八頭郡河原町大字河原	八頭郡のうち河原町	収納及び支払事務
株式会社鳥取銀行郡家支店	八頭郡郡家町大字郡家	八頭郡のうち郡家町、船岡町、八東町	収納及び支払事務
株式会社鳥取銀行浜村支店	八頭郡気高町大字辨見	八頭郡のうち気高町	収納及び支払事務
株式会社鳥取銀行青谷支店	気高郡青谷町大字青谷	気高郡のうち青谷町	収納及び支払事務

備考  
1 指定の日 昭和四十一年五月三十日  
2 業務開始の日 昭和四十一年七月一日

鳥取県告示第三百七号  
昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号(鳥取県収納代理金融機関の指定)の一部を次のように改正し、昭和四十一年七月一日から施行する。

名	位	置
株式会社鳥取銀行若桜橋支店	鳥取市若桜橋町	鳥取市若桜橋町
株式会社鳥取銀行鳥取支店	鳥取市川端三丁目	鳥取市川端三丁目
株式会社鳥取銀行鳥取駅前支店	鳥取市東品治町	鳥取市東品治町
株式会社鳥取銀行倉吉支店	倉吉市明治町	倉吉市明治町
株式会社鳥取銀行上井支店	倉吉市上井	倉吉市上井
株式会社鳥取銀行浦安支店	東伯郡東伯町大字浦安	東伯郡東伯町大字浦安
株式会社鳥取銀行米子支店	米子市角盤町三丁目	米子市角盤町三丁目
株式会社鳥取銀行元町支店	米子市東町	米子市東町
株式会社鳥取銀行米子駅前支店	米子市明治町	米子市明治町
株式会社鳥取銀行御米屋支店	西伯郡名和町御米屋	西伯郡名和町御米屋
株式会社鳥取銀行淀江支店	西伯郡淀江町大字淀江	西伯郡淀江町大字淀江
株式会社鳥取銀行境支店	境港市松ヶ枝町	境港市松ヶ枝町
株式会社鳥取銀行根雨支店	日野郡日野町大字根雨	日野郡日野町大字根雨
株式会社鳥取銀行生山出張所	日野郡日南町生山	日野郡日南町生山

昭和四十一年六月十日 鳥取県知事 石 破 二 朗

表を次のように改める。

株式会社鳥取銀行本店	鳥取市川端三丁目
株式会社鳥取銀行本店	鳥取市東品治町
株式会社鳥取銀行本店	倉吉市明治町
株式会社鳥取銀行本店	東伯郡東伯町大字浦安
株式会社山陰合同銀行米子支店	米子市角盤町三丁目
株式会社山陰合同銀行上井支店	倉吉市上井
株式会社山陰合同銀行浦安支店	東伯郡東伯町大字浦安
株式会社山陰合同銀行米子支店	米子市東町
株式会社山陰合同銀行米子支店	米子市明治町
株式会社山陰合同銀行米子支店	西伯郡名和町御米屋
株式会社山陰合同銀行御米屋支店	西伯郡淀江町大字淀江
株式会社山陰合同銀行境支店	境港市松ヶ枝町
株式会社山陰合同銀行根雨支店	日野郡日野町大字根雨
株式会社山陰合同銀行生山支店	日野郡日南町生山

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取

(定価 一冊二圓月三圓四(送料を含む))

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

例 特別職の職員に給与に関する条例の一部を改正する条例  
職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

## 条 例

別表中	議会の議員		議員		議員		議員		議員		議員	
	議長	副議長	議長	副議長	議長	副議長	議長	副議長	議長	副議長	議長	副議長
議長	九〇,〇〇〇円	八五,〇〇〇円	八〇,〇〇〇円	七五,〇〇〇円	七〇,〇〇〇円	六五,〇〇〇円	六〇,〇〇〇円	五五,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円	四五,〇〇〇円	四〇,〇〇〇円	三五,〇〇〇円
副議長	八五,〇〇〇円	八〇,〇〇〇円	七五,〇〇〇円	七〇,〇〇〇円	六五,〇〇〇円	六〇,〇〇〇円	五五,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円	四五,〇〇〇円	四〇,〇〇〇円	三五,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円
議員	八〇,〇〇〇円	七五,〇〇〇円	七〇,〇〇〇円	六五,〇〇〇円	六〇,〇〇〇円	五五,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円	四五,〇〇〇円	四〇,〇〇〇円	三五,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	二五,〇〇〇円
議長	七五,〇〇〇円	七〇,〇〇〇円	六五,〇〇〇円	六〇,〇〇〇円	五五,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円	四五,〇〇〇円	四〇,〇〇〇円	三五,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円
副議長	七〇,〇〇〇円	六五,〇〇〇円	六〇,〇〇〇円	五五,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円	四五,〇〇〇円	四〇,〇〇〇円	三五,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円	一五,〇〇〇円
議員	六五,〇〇〇円	六〇,〇〇〇円	五五,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円	四五,〇〇〇円	四〇,〇〇〇円	三五,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円
議長	六〇,〇〇〇円	五五,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円	四五,〇〇〇円	四〇,〇〇〇円	三五,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	五,〇〇〇円
副議長	五五,〇〇〇円	五〇,〇〇〇円	四五,〇〇〇円	四〇,〇〇〇円	三五,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	五,〇〇〇円	〇円
議員	五〇,〇〇〇円	四五,〇〇〇円	四〇,〇〇〇円	三五,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	五,〇〇〇円	〇円	〇円
議長	四五,〇〇〇円	四〇,〇〇〇円	三五,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	五,〇〇〇円	〇円	〇円	〇円
副議長	四〇,〇〇〇円	三五,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	五,〇〇〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
議員	三五,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	五,〇〇〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
議長	三〇,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	五,〇〇〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
副議長	二五,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	五,〇〇〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
議員	二〇,〇〇〇円	一五,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	五,〇〇〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
議長	一五,〇〇〇円	一〇,〇〇〇円	五,〇〇〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
副議長	一〇,〇〇〇円	五,〇〇〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
議員	五,〇〇〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
議長	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
副議長	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円
議員	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円

特別職の職員に給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す  
昭和四十一年六月二十日 鳥取県知事 石 破 二 朗  
鳥取県条例第十五号  
特別職の職員に給与に関する条例の一部を改正する条例  
特別職の職員に給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項中「副知事一を削る。」